

※主な改正のポイント

- 法定時間外労働の実績に係る基準が改正

- 労働関係法令違反をより厳しく確認

くるみん認定

- 男性の育休取得率の認定基準が「7%以上」に改正

- 男性の育休以外の育児目的休暇の取得でも認定申請が可能

プラチナくるみん認定

- 公表事項に労働時間数の実績の追加